

西宮市折り畳み式ネットボックス等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市内に設置されている一般家庭から排出される生活系ごみの一時集積場所（以下「ごみステーション」という。）におけるカラス等の鳥獣（以下「カラス等」という。）によるごみの飛散被害防止対策として、折り畳み式ネットボックス等（以下「ネットボックス等」という。）の普及を図るため、それを購入する者等に対し、購入費用の一部を補助金として交付することについて必要な事項を定めることを目的とし、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。

(1) ネットボックス等とは、ごみステーションにおいてカラス等によるごみの飛散被害防止対策として使用するもので、次の各号に該当するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

ア. 次表に定める形状を有する耐久性のあるもの。ただし、防鳥ネット等の平面状のネット、「西宮市開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則」第6条別表第9第3項に該当する集合建築物に設置する反転式コンテナ、ドラム式ごみ貯留排出機及びこれに類するものは除く。

形状	形状説明	具体例
折り畳み型	開口部付きで開放部のない（底面を除く）箱状のもので、用具を使用することなく前後・左右等に折り畳むことが出来るもの	メッシュタイプ、ネットタイプなど
物置型	開口部付きで開放部のない物置等に類する形状のもの（ただし、道路・歩道・側溝上のごみステーションに設置するものは対象外）	物置、収納庫、ストッカーなど

その他	カラス等によるごみの飛散被害防止対策が認められるもの	敷地内ごみステーションに直接設置する防護柵など
-----	----------------------------	-------------------------

イ．前面からのごみの出し入れが容易であり、円滑に収集作業が行えるものであること。

ウ．交差点（十字路や丁字路をいう。）、曲がり角、横断歩道や消火栓付近等、道路交通法に抵触する場所でなく、ごみ収集車両が停車して安全かつ効率的に収集作業が行える場所に設置または使用されるものであること。

（補助対象）

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者等に補助金を交付する。

- （1）ごみステーションを実質的に管理している者または団体等の代表者。
- （2）購入したネットボックス等を適正に管理できること。
- （3）設置状況調査、又は報告に応じることができること。
- （4）過去5年以内に、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないごみステーションにて使用するものであること。
- （5）令和2年4月1日以降にネットボックス等を購入しようとする者または団体等の代表者。

（補助金の額及び限度額等）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、ネットボックス等1個あたりの送料等を除く購入価格（消費税を含む）の2分の1に相当する額（100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とし、20,000円を限度とする。

2 補助の対象は、ごみステーション1ヶ所につき複数個も可とするが、補助額の上限はごみステーション1ヶ所につき20,000円を限度とする。〔1〕

（事前協議）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次条の規定による申請に先立ち、次の事項について市と事前協議を行わなければならない。

- （1）ネットボックス等を利用しようとする場所
- （2）購入しようとするネットボックス等の形状および仕様
- （3）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に市に申し込み予約を行った上でネットボックス等を購入し、市が「折り畳み式ネットボックス等購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)」(以下「申請書兼請求書」という。)を送付した日から1ヶ月以内に次の書類(以下「交付申請書類」という。)を添えて申請するものとする。但し、交付申請された補助金が予算の範囲を超える場合は、申し込み予約の受付を終了するものとする。

(1) 申請書兼請求書

(2) アからオに掲げる全ての事項が記載されている販売店が発行した領収書(原本)またはそれに代わるもの(販売証明書)。

ア. 購入者氏名(申請者と同一であること。)

イ. 購入金額(販売店等のポイント等を使用した購入分や配送料等を除く。)

ウ. 購入年月日

エ. 商品名

オ. 販売店の名称及び所在地、社印

(3) 申請者の住所が確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)の写し

(4) 補助金振込先口座の通帳の写し(銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が記載されているページ)

(交付決定)

第7条 市長は交付申請書類を受理したときは、その内容を審査し、「折り畳み式ネットボックス等購入費補助金交付可否決定通知書(様式第2号)」により、申請者に交付の決定を通知し、補助金を交付するものとする。

2 前項の審査の結果により交付することが不相当と認められた時は、直ちに申請者に対し、その旨通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けた者に対し、補助金の交付決定を取消し、又は補助金を返還させることができる。

(免責)

第9条 補助金の交付を受けて購入したネットボックス等を利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対し、本市は一切の補償の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。〔1〕